

2021年5月25日

各 位



## 残高1万円未満の預金口座解約手続きにおける 「お届け印の押印不要」の取扱い開始について



株式会社池田泉州銀行（頭取CEO 鶴川 淳）は、2021年6月1日（火）より、個人および個人事業主のお客さまを対象に、残高1万円未満の預金口座を解約する際、お届け印の押印を不要とする取扱いを開始します。

これまで預金口座を解約する際、所定の書類にお届出印の押印を必要としていましたが、本取扱いにより、一定の条件を満たす場合は、運転免許証などの本人確認書類をご提示いただくことで解約手続きができるようになり、お客さまの利便性が向上されます。

当行は、今後も引き続き、お客さまのニーズへお応えするため、利便性ならびにサービスの向上に取り組んでまいります。

### 1. 対象となるお客さま

個人のお客さま、個人事業主のお客さま

※法人のお客さまは対象外です。

### 2. 対象の預金口座

普通預金、総合口座、貯蓄預金、納税準備預金

※残高1万円未満の口座に限ります。

※お取引内容により、対象外となる場合がございます。

※ダイレクト支店・インターネット支店口座は対象外です。

### 3. ご持参・ご提示いただくもの

- 通帳（Web 口座除く）
- 顔写真付き公的書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- キャッシュカード（発行されている場合）

### 4. 取扱い開始日

2021年6月1日（火）

以 上

当行はプレスリリースに関連するSDGs 17のゴールのアイコンを掲載しております。



池田泉州ホールディングスグループは  
持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。